

## 福井市個人情報取扱要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条 第7条）
- 第3章 教育研修（第8条）
- 第4章 職員の責務（第9条）
- 第5章 保有個人情報の取扱い（第10条 第17条）
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等（第18条 第32条）
- 第7章 情報システム室等の安全管理（第33条・第34条）
- 第8章 保有個人情報の提供（第35条）
- 第9章 保有個人情報の取扱いの委託（第36条）
- 第10章 サイバーセキュリティの確保（第37条）
- 第11章 安全管理上の問題への対応（第38条 第40条）
- 第12章 監査及び点検の実施（第41条 第43条）
- 第13章 その他（第44条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要領は、福井市の保有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （用語）

第2条 用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

#### 第2章 管理体制

##### （総括保護管理者）

第3条 総括保護管理者を1人置くこととし、総務部長をもって充てる。総括保護管理者は、市長を補佐し、福井市における保有個人情報の管理に関する事務を総括す

る任に当たる。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報を取り扱う各課室等(以下「所管課」という。)に、保護管理者を1人置くこととし、所属長又はこれに代わる者をもって充てる。保護管理者は、所管課における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第5条 所管課に、保護担当者を1人置くこととし、課長補佐又はこれに代わる者をもって充てる。保護担当者は、保護管理者を補佐し、所管課における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 監査責任者を1人置くこととし、総括保護管理者が指名する。監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報の適切な管理のための会議)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、福井市情報公開・個人情報保護調整委員会(以下「調整委員会」という。)を開催する。

2 調整委員会の開催については、別に定める。

### 第3章 教育研修

(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。)に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を実施する。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を実施する。

- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、所管課における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的を実施する。
- 4 保護管理者は、当該所管課の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

#### 第4章 職員の責務

##### (職員の責務)

第9条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

#### 第5章 保有個人情報の取扱い

##### (アクセスの制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセス（紙等に記録されている保有個人情報に接する行為を含む。以下同じ。）する権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容については、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

##### (複製等の制限)

第11条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い当該保有個人情報を取り扱わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信

- (3) 保有個人情報記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為  
(誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

- 2 保有個人情報記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第14条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第15条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が福井市文書管理規程(平成3年福井市訓令甲第2号)によって定められている保存年限が経過した場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

- 2 保有個人情報の消去や保有個人情報記録されている媒体の廃棄を委託する場合(2以上の段階にわたる委託を含む。)には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託

先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

( 保有個人情報の取扱状況の記録 )

第 16 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

( 外的環境の把握 )

第 17 条 保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### 第 6 章 情報システムにおける安全の確保等

( アクセス制御 )

第 18 条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下第 30 条を除き、この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

( アクセス記録 )

第 19 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存しなければならない。

2 保護管理者は、必要に応じてアクセス記録を分析するものとする。

3 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

( アクセス状況の監視 )

第 20 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含む

おそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第21条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第22条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第23条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講じなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第24条 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとし、この場合において、保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第25条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第26条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第27条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その保有個人情報を取り扱う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第28条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第29条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、端末から離れる際には情報システムからログオフを行い、パスワードの入力画面に戻すことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第30条 職員は、保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と情報システムに入力されている内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第31条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第32条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について、外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必

要な措置を講じなければならない。

## 第7章 情報システム室等の安全管理

### (入退管理)

第33条 保護管理者は、情報システム室等（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器又は保有個人情報を記録する媒体を設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋をいう。以下同じ。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口付近に職員を常駐させることを条件に、前項の入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じることができる。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

### (情報システム室等の管理)

第34条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

## 第8章 保有個人情報の提供

### (保有個人情報の提供)

第35条 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機



関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わさなければならない。

- 2 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じることができる。
- 3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講じることができる。

#### 第9章 保有個人情報の取扱いの委託

##### （業務の委託等）

第36条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。この号及び第4項において同じ。）
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
  - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
  - 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、その量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。
  - 4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合、その再々委託先以降に委託が続いていく場合も同様とする。
  - 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
  - 6 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。
  - 7 前6項のほか、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合には、別紙「福井市個人情報取扱事務委託基準」を遵守するものとする。

#### 第10章 サイバーセキュリティの確保

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第37条 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律104号)第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

#### 第11章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第38条 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置(職員に行わせること含む。以下この項において同じ。)を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに講じなければならない。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告しなければならない。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有しなければならない。

(法に基づく報告及び通知)

第39条 漏えい等が生じた場合であって法第68条第1項の規定による委員会への

報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の規定と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

(公表等)

第40条 前条に規定する法に基づく報告及び通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講じるものとする。

2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに法を所管する個人情報保護委員会へ情報提供を行うものとする。

#### 第12章 監査及び点検の実施

(監査)

第41条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む当該実施機関の保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第42条 保護管理者は、所管課における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第43条 この要領については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を行うものとする。

#### 第13章 その他

(委任)

第44条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 福井市個人情報取扱事務委託基準

### 1 趣旨

この基準は、実施機関が個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合において、保有個人情報の安全管理に関して、福井市個人情報取扱要領（以下「要領」という。）で規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基準の対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、実施機関が個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する契約の全てをいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約を含み、また、公の施設の管理委託、使用料の収納事務の委託等の公法上の契約を含むものとする。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14から第252条の16までの規定により、福井市の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を除くものとする。

### 3 委託に当たっての留意事項

実施機関が個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）及び要領を遵守できるものを慎重に選定すること。
- (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、法に受託者が個人情報の保護に関し負うべき義務があること、その違反については罰則の適用があること及び契約内容に個人情報保護に関する特記事項があることを相手方に周知すること。
- (3) 委託事務を処理するために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。

### 4 契約に当たっての措置

- (1) 個人情報取扱事務の委託に係る契約に当たっては、法を遵守し、契約書に受託者が特記事項を守るべき旨を記載するものとする。
- (2) 契約書によらないで契約するときは、3(2)の事項を改めて周知するとともに、受託者に特記事項を契約事項として交付するものとする。

#### （個人情報の保護）

第 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

## 別記 個人情報取扱特記事項

- 1 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、この委託業務を再委託先（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委任し、又は請負わせる場合には、事前に甲の承認を得るとともに、この特記事項に定める、甲が乙に求めた保有個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再委託先も講ずるように求め、かつ、当該再委託先が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合も同様とする（以下、承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。）
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、書面をもって甲に提出しなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。
- 4 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 甲から預託された保有個人情報を再委託先（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
  - (2) 甲から預託された保有個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は、この契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - (3) この契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合はこの契約の目的）の範囲を超えて使用すること。
- 5 乙は、この契約において保有個人情報を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、契約内容の遵守状況及び下請負先（再委託先を含む。）における保有個人情報の取扱い状況について、甲に定期的に報告しなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な

指示をさせることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

- 7 乙は、委託業務の完了又は契約解除等により、保有個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製又は乙自ら収集し作成したものを含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により保有個人情報を復元及び判読不能な状態に消去し、又は廃棄し、その旨を書面で甲に提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 8 乙は、甲から預託された保有個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他この特記事項に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 9 乙は、甲から預託された保有個人情報以外に、この契約に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 10 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、この契約に関連する個人情報（甲から預託された保有個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他この特記事項に係る違反等があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、この項その他損害賠償義務を定めるこの契約の規定は、この契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。
- 11 この特記事項の規定は、この契約又は請負業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、この契約を完了し、又は解除その他の理由によりこの契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。
- 12 乙は、この委託業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の利用目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

注1 この例では、契約書上「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指すものと想定している。

注2 委託の実態に応じて、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略するものとする。